

令和7年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施しています。

(厚生労働省7(Ⅰ－9－1))

施策目標名(政策体系上の位置付け)	革新的な医療技術の実用化を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること(施策目標Ⅰ－9－1) 基本目標Ⅰ:安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標9:革新的な医療技術の実用化を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること		担当 部局名	医政局医薬産業振興・医療情報企画課 医政局研究開発政策課 医政局総務課医療国際展開推進室	作成責任者名	医薬産業振興・医療情報企画課長 安中 健 研究開発政策課長 長谷川 学 医療国際展開推進室長 高山 研
施策の概要	○ 医薬品・医療機器産業は我が国の基幹産業であり、革新的医薬品・医療機器の創出を促進し、国際的な産業競争力を強化することは、我が国の経済活性化において極めて重要。「健康医療戦略」(令和7年2月 18 日閣議決定)においても世界最高水準の医療の提供に資する医療分野の研究開発及び健康長寿社会の形成に資する新産業創出を図ることとしている。 ○ 医薬品については、日本の医療水準の維持及び向上のために必要な「革新的な医薬品や医療ニーズの高い医薬品の日本への早期上市」、「医薬品の安定供給」を確保する観点から、流通や薬価制度、産業構造の検証などの幅広い議論を行うため、令和4年8月に「医薬品の迅速・安定供給実現に向けた総合対策に関する有識者検討会」を立ち上げた。本検討会における令和5年6月の報告を踏まえ、各会議体において様々な施策の検討を進めている。 ○ 「創薬力の向上により国民に最新の医薬品を迅速に届けるための構想会議」(構想会議)の中間とりまとめ(令和6年5月)では、外資系企業・VCもメンバーとする官民協議会の設置、国際水準の臨床試験体制の整備、採算性の乏しい難病等の医薬品の開発促進等の方向性が示された。令和7年9月からは、創薬エコシステム育成施策の方針・課題・改善策等についての具体的な内容を議論するため、「創薬力向上のための官民協議会」の下にワーキンググループを設け、構想会議の中間とりまとめに沿って議論を行っている。 ○ また、厚生科学審議会臨床研究部会において取りまとめられた「臨床研究・治験の推進に関する今後の方向性について」(令和元年12月6日)等を踏まえ、更なる臨床研究・治験の推進のための取組を進めている。 ○ 医療機器については、第2期医療機器基本計画に基づく医療機器産業の振興、国民に必要な医療機器等の安定供給に向けた対応等を進めている。 ○ 「経済財政運営と改革の基本方針2025」(令和7年6月13日閣議決定)においても、医薬品業界の構造改革を進めるとともに、「健康・医療戦略」に基づき、創薬エコシステムの発展やヘルスケア市場の拡大、創薬力の基盤強化に向け、一体的に政策を実現すること等が明記されている。					
施策を取り巻く現状	○ 医薬品産業は今後の経済成長の中核となる重要な産業であるとともに、国民の生命の維持に直結する生命関連産業であるが、一方で、日本起源の医薬品が減少し、国内市場の縮小・世界市場に占めるシェアが減少するなど、わが国の医薬品産業の国際競争力・体力は低下している状況。 ○ こうした状況の背景には、世界市場における売上トップがベンチャー企業起源のバイオ医薬品に占められている等、創業の主体やモダリティが変化した一方で、わが国は依然として大手製薬企業由来の創業が主流となっているほか、バイオ医薬品の分野においても遅れを取っているなど、世界的な創業の潮流に立ち後れていること、すなわち創薬力の低下が挙げられる。 ○ 特に、近年の医薬品研究開発の複雑性や専門性の高まりから、革新的新薬の創出はベンチャー企業が中心となっている。世界の医薬品売上高シェアでは、大手製薬企業が64%、ベンチャー企業が14%である一方、開発品目数ではベンチャー企業が80%を占めているとされている。このように世界的には創業開発の担い手はベンチャー企業となっているが、日本国内におけるベンチャー企業の開発品目数の割合は2%に過ぎず、ベンチャー企業の育成やエコシステムの構築が十分とは言えない現状。 ○ 医療法(昭和 23 年法律第 205 号)における臨床研究中核病院の位置付け、健康・医療戦略推進本部及び国立研究開発法人日本医療研究開発機構(AMED)の設立、臨床研究法(平成 29 年法律第 16 号)の制定及び施行といった制度基盤・背景の変化、海外の臨床研究関係規制の改正、リアルワールドデータの活用と言った新たな開発手法の登場など、臨床研究・治験を取り巻く環境が大きく変化している。 ○ 先発医薬品に比べて薬価が低い後発医薬品を普及させることは、患者負担の軽減や医療保険財政の改善に資する。 後発医薬品の使用促進に係る数量シェアは伸長している(令和4年79.0%、令和5年80.2%、令和6年85.0%)が、安定供給の確保に留意しつつ引き続き使用促進を進めていく必要がある。					
施策実現のための課題	1	○ 日本起源の医薬品が減少し、国内市場が縮小・世界市場に占めるシェアが減少している、ベンチャー企業の育成やエコシステムの構築が十分とは言えない等、我が国の医薬品産業の国際競争力・体力が低下している。				
	2	○ 先発医薬品に比べて薬価が低い後発医薬品を普及させることは、患者負担の軽減や医療保険財政の改善に資するものである。また、効率化できた医療費を新しい技術や新薬に向けることも可能になる。 ○ このような観点から、医薬品の安定的な供給を基本としつつ、後発医薬品の数量シェアの更なる拡大を引き続き図る必要がある。 ※「経済財政運営と改革の基本方針2021」(令和3年6月18 日閣議決定)において、「2023年度末までに後発医薬品の数量シェアを、全ての都道府県で80%以上」としており、後発医薬品に係る新目標においても引き続き2029年度末までに達成することとしている。				
各課題に対応した達成目標	達成目標/課題との対応関係			達成目標の設定理由		
	目標1 (課題1)	医薬品・医療機器産業の振興、及び革新的医薬品・医療機器の創出促進		医薬品・医療機器産業は我が国の基幹産業であり、革新的医薬品・医療機器の創出を促進し、国際的な産業競争力を強化することは、我が国の経済活性化において極めて重要である。		
	目標2 (課題2)	後発医薬品の使用促進		医療費の効率化が求められている中、後発医薬品の数量シェア拡大を図る必要がある。		

達成目標1について												
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値	目標年度	年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						年度ごとの実績値						
			基準年度			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度		
1	新たに大臣告示された先進医療Bの件数(アウトカム)	-	-	過去3年間の実績値の最高値以上	毎年度	前年度(9件)以上	前年度(11件)以上	前年度(11件)以上	過去3年間の実績値の最高値(11件)以上	過去3年間の実績値の最高値(11件)以上	・ 保険診療との併用が可能な先進医療の大臣告示の件数を増やし、アカデミア主導の臨床研究を活性化させることにより、患者に新規医療技術を提供する機会の増大及びその成果が治験・薬事申請及び保険適用等に繋がることによる有用な医療技術の普及の迅速化が期待されるため、新たに大臣告示された先進医療Bの件数を指標として選定した。 ※先進医療B: 未承認等の医薬品、医療機器若しくは再生医療等製品の使用又は医薬品、医療機器若しくは再生医療等製品の適応外使用を伴う医療技術など	・ 「「厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準の制定等に伴う手続き等の取扱いについて」の一部改正について」(令和元年10月31日付け医政研発1031第1号・薬生薬審発1031第6号・薬生機審発1031第1号・保医発1031第4号厚生労働省医政局研究開発振興課長、医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長、医療機器審査管理課長及び保険局医療課長連名通知)により先進医療の告示にかかる審査の日数が短縮されたところであり、また、先進医療評価の迅速・効率化推進事業においても事前相談や評価による審査過程の迅速化を図るなど毎年改善を図っている。 ・ こうした施策を評価するにあたり、継続的に件数が増加しているかどうかを観測することは重要な観点であり、過去3年間の実績値の最高値以上を目標値とすることが適切である。
2	先進医療技術審査部会開催数(アウトプット)	-	-	12回以上	毎年度	12回以上	12回以上	12回以上	12回以上	12回以上	先進医療技術審査部会では新規技術の評価以外にも、既に実施している技術の変更申請の審議等を実施している。 部会での審議を経て、先進医療技術の実施や変更された研究計画での実施が可能となるため、先進医療技術審査部会を定期的に実施し速やかに審議することは先進医療Bの円滑な運用につながるため指標として選定した。	先進医療Bの実施にあたっては、先進医療技術審査部会で審議し「適」と判断されるまでは先進医療実施の手続きを進めることが出来ない。 したがって、定期的な先進医療技術審査部会の実施が求められるところ、毎月実施することが先進医療Bの円滑な運用に資すると考え12回を設定した。 なお「12回以上」と設定したのは、迅速化対象である新規申請があった場合に、先進医療技術審査部会に加えて先進医療会議との合同会議が実施され、より円滑な先進医療Bの運用が可能であり、当該運用を適切に実施することを目標とするためである。
3	再生医療等安全性確保法に基づき において実施されている再生医療等 提供計画(臨床研究に限る)の件数 (アウトカム)	-	-	過去3年度の 最高値 以上	毎年度	前年度 (130件) 以上	前年度 (109件) 以上	前年度 (108件) 以上	過去3年度 の最高値 (109件)	過去3年度 の最高値 (108件)	・ 特に開発が期待されている再生医療分野の臨床研究を促進するため、再生医療等の安全性の確保等に関する法律(平成25年法律第85号)において実施されている再生医療等提供計画の件数(臨床研究に限る。)を指標として選定した。	・ 令和元年度以降、コロナ感染症拡大の影響で臨床研究が減少したことを受け、提供計画の届出件数が減少したことから、「再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則及び臨床研究法施行規則の一部を改正する省令」(令和2年厚生労働省令第93号)により、災害等のやむを得ない事由が発生し、緊急に再生医療等提供計画を提出する必要がある場合は、書面による審査を可能とするなど審査等の業務の迅速化を図るなど改善を図っている。 ・ こうした減少傾向の中、実際に実施されている再生医療等提供計画の件数が増加しているかどうかを観測するため、過去3年の最高値を目標値として設定した。
4	再生医療等安全性確保法に基づき 実施されている再生医療等(臨床研究 に限る)のうち、先進医療B技術とし て承認されたものの件数(アウトカ ム)	-	-	過去3年度の 最高値 以上	毎年度	-	-	-	-	過去3年度 の最高値 (11件)	再生医療等技術の臨床応用を促進するため、実用化への進捗を測る観点から、再生医療等安全性確保法に基づき実施されている再生医療等(臨床研究に限る。)のうち、先進医療B技術として各年度4月時点で大臣告示された件数を指標として選定した。	・ 先進医療B技術として承認された再生医療等に係る臨床研究支援については、AMED再生医療等実用化研究事業により支援を実施している。 ・ 令和元年度以降、コロナ感染症拡大の影響で臨床研究が減少したことを受け、再生医療等提供計画の届出件数は減少に伴い先進医療Bに進む件数についても減少しているが、再生医療分野の臨床研究を促進し、実用化への進捗を測る観点から、過去3年間の実績値の最高値以上を目標として設定した。

5	臨床研究登録情報の検索ポータル サイト閲覧数(アウトカム)	1,063,838件	平成29年度	過去3年間の 実績値の 最高値 以上	毎年度	前年度 (3,783,294 件)以上	前年度 (4,767,995 件)以上	前年度 (3,019,108 件)以上	過去3年 間の実績 値の最高 値 (4,767,995 件)以上	過去3年 間の実績 値の最高 値 (3,019,108 件)以上	・「創薬力の向上により国民に最新の医薬品を迅速に届けるための構想会議の中間とりまとめ(令和6年5月22日)」において、治験・臨床試験情報の公開と国民の理解促進を図るとされている。また、「規制改革実施計画(令和7年6月17日閣議決定)」においても、「[患者の疾患に即した治験に係る情報を容易に検索し、及び閲覧することを可能とする]ことが求められており、研究者、製薬企業及び患者団体等の意見を聞いた上で、毎年、必要な改修を行うとともに、国民向けに治験・臨床試験に関する知識及び治験・臨床試験情報の調べ方等の啓発を図っている。 ・こうしたポータルサイトに掲載されている臨床研究情報がより多くの人に使われるような施策を評価するにあたり、継続的に件数が増加しているかどうかを観測することは重要な観点であり、過去3年間の実績値の最高値以上を目標値とすることが適切である。
						4,767,995 件	3,019,108 件	2,427,499 件	2,148,546 件		
6	医薬品・医療機器産業等の国際展 開を支援する事業の実施件数(ア ウトプット)	-	-	前年度以上	毎年度	30件以上	30件以上	30件以上	前年度(43 件)以上	前年度(51 件)以上	・日本の医療技術に精通する諸外国の医療従事者を育成し、WHO事前認証や国際公共調達の活用等に取り組む日本企業を支援することは、医薬品・医療機器産業の国際展開及び国際貢献に資することから、支援事業の実施件数を指標として選定した。 ・こうした施策を評価するにあっても前年比は重要な観点であり、前年度以上を目標値とすることが適切である。
						36件	44件	43件	51件		
7	企業ニーズに応じて支援を行ったレ ジストリの改修数(アウトカム)	-	-	4件 (注)	毎年度	4件	4件	4件	2件	2件	・レジストリ保有者と企業とのマッチングを実施の上、企業ニーズに応じたレジストリの改修を支援し、レジストリ情報の質の向上や利活用促進を図ることは、医薬品開発のための基盤整備を推進すると考えられるため、その数値を指標として選定した。 ※レジストリ(疾患登録システム):特定の疾患、疾患群、健康状態又は曝露について、医療情報又は健康情報の収集を行うシステム、又はそれによって構築されたデータベース (注)ただし、予算内で支援可能な件数を上限とする
						5件	3件	3件	2件		
8	臨床研究中核病院によるリアル ワールドデータを用いた研究の論 文等による成果の公表数(アウトカ ム) 【新経済・財政再生計画関連:社会 保障分野49】 【新経済・財政再生計画 改革工程 表のKPI】	-	-	1件	令和7年度末まで	-	-	1件	1件	1件	・臨床研究中核病院における医療情報の品質管理・標準化の体制を構築し、リアルワールドデータを研究等に活用することは、開発期間やコストの削減による、早期上市の実現に資する。 ・リアルワールドデータを活用した研究が実施されているかを判断するに当たっては、論文等による成果の公表数を指標として選定することが適切と考えられる。 ※リアルワールドデータ:様々なソースから日常的に収集される患者の状態や医療の提供に関連するデータ 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】
						-	-	1件	1件		

9	医師、CRC研修等の受講修了証発行人数(アウトプット)	-	-	1,100人	令和10年度末	869人	791人	933人	966人	1050人	・ 治験・臨床試験の質を向上し、国際共同治験・臨床試験を更に呼び込み、実施件数の増加にも対応するため、医師、CRC等の人材育成の強化が重要と考えられるため、臨床研究中核病院において実施している研修の修了証発行人数を指標として選定した。	・ 本指標は「「創薬力の向上により国民に最新の医薬品を迅速に届けるための構想会議中間とりまとめ(令和6年5月22日)」を踏まえた政策目標と工程表」においても示しており、工程表をもとに目標年度及び目標値を設定した。年度ごとの目標値は直近4カ年の研修の実績等を踏まえ設定した。
						791人	933人	932人	956人			
10	バイオシミラー等のバイオ医薬品の製造技術研修に参加した人数(アウトプット)	-	-	過去5年間の合計が750人	令和10年度末まで	-	-	-	375人	500人	令和6年度事業において医療従事者に対してバイオシミラーについてアンケート調査を行ったところ、バイオシミラーの安定供給について懸念する声が多数寄せられた。そこで、バイオシミラーを含めたバイオ医薬品について研修事業により製造技術を身につけた人材を増やすことは国内におけるバイオ医薬品の製造体制の構築に繋がり、以てバイオシミラーの安定供給に資し医療従事者の懸念を払拭することとなる。 従って、本指標をアウトプット指標として設定した。 ※バイオシミラー: 先行バイオ医薬品と同等／同質の品質、安全性、有効性を有する医薬品として、異なる製造販売業者により開発される医薬品。	目標値の水準については、平成30年度から開始した本研修の参加者数の実績等を踏まえて設定している。なお、同目標は創薬力構想会議の工程表においてもお示ししている。
						155人	223人	303人	428人			
11	バイオシミラーの置き換え率(成分数ベース)(アウトカム) 【新経済・財政再生計画関連: 社会保障分野56】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】	-	-	バイオシミラーに80%(数量ベース)以上置き換わった成分数が全体の成分数の60%(成分数ベース)以上	令和11年度末まで	-	-	-	60%以上	60%以上	・ バイオシミラーの普及を促進することは我が国におけるバイオ医薬品の市場を拡大し、医薬品産業の振興に資することから、バイオシミラーの普及状況を測定する指標としてバイオシミラーの置き換え率を設定した。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】	・ 医療現場等の関係者がそれぞれの取組に活用できるよう定量的でシンプルな指標であること ・ 医療費適正化計画等の他の政策と連動可能であること ・ バイオシミラーは、市場規模が十分に大きくなく、新たに保険収載されたバイオシミラーの市場規模によっては、全体の置換率が大きく低下する等の影響を受けうることを踏まえて設定している。
						-	-	-	22%			
12	ベンチャー企業等への相談支援の実施件数(アウトプット)	-	-	200件	毎年度	200件	200件	200件	200件	200件	・ 研究開発、知財、薬事・保険、経営管理、国際展開等、医療系ベンチャーが各段階で抱える課題に対して、豊富な知見を有する国内外の人材(サポート人材)を登録し、知財相談、薬事承認申請相談、経営相談、製薬企業等との提携相談、海外展開相談等、医療系ベンチャー企業に対して各開発段階で生じた課題等に総合的な支援を行うとともに、これらのサポート人材について、医療系ベンチャー企業のニーズに応じたマッチングを行うことは、医療系ベンチャーの振興に資するものであるため、指標として選定した。	・ 相談支援の実施は、対応数と提供するクオリティの両立が求められる。医療系ベンチャーのワンストップ相談窓口となるMEDISO事業(医療系ベンチャー・トータルサポート事業)においては、例年の実績を踏まえて、相談対応の目標値を200件としている。(なお、リピーターによる同品目の相談は何度対応をしてもカウントは1件としており、新規問合せを増やすための広報活動と並行して、既存ユーザーの成果に繋がるための伴走支援を実施している。)
						235件	257件	284件	299件			

達成手段1 (開始年度)		令和5年度	令和6年度	令和7年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要等	行政事業レビューシート予算事業ID
		予算額	予算額				
		執行額	執行額				
(1)	医薬品等価格調査費 (昭和27年度)	※	※	※	-	※	002251
		※	※				
(2)	医薬品等産業振興費 (昭和27年度) 【AP改革項目関連: 社会保障分野⑧】	※	※	※	-	※	002252
		※	※				
(3)	医薬品安定供給支援事業 (令和2年度)	※	※	※	-	※	002011
		※	※				
(4)	医療用医薬品提供情報緊急調査事業 (令和5年度)	※	※	※	-	※	006968
		※	※				
(5)	抗菌薬原薬国産化事業 (令和4年度)	※	※	※	-	※	006823
		※	※				
(6)	医薬品等研究開発推進費 (昭和63年度) ※平成29年度予算より「医薬品等研究 開発動向等調査費」から事業名を変更	※	※	※	-	※	002254
		※	※				

(7)	薬事工業生産動態統計調査業務費 (平成12年度)	※	※	※	－	※	001735
		※	※				
(8)	再生医療臨床研究対策費 (平成21年度)	※	※	※	2	※	002255
		※	※				
(9)	先進医療制度対策費 (平成21年度)	※	※	※	1	※	002256
		※	※				
(10)	先進医療評価の迅速・効率化推進事業 (平成25年度)	※	※	※	1	※	002257
		※	※				
(11)	臨床研究登録情報の検索ポータルサイト運営事業 (平成26年度)	※	※	※	3	※	002258
		※	※				
(12)	再生医療促進事業費 (平成26年度)	※	※	※	2	※	002259
		※	※				
(13)	医薬品・医療機器産業海外展開推進事業 (平成26年度)	※	※	※	4	※	001978
		※	※				
(14)	外国人医師等研修受入推進事業 (平成26年度)	※	※	※	4	※	001974
		※	※				
(15)	保険適用申請相談事業 (平成27年度)	※	※	※	－	※	002260
		※	※				
(16)	医薬品・医療機器産業競争力強化事業 (平成28年度)	0.10億円 0.09億円	0.10億円 0.10億円	0.10億円	－	各EPA等国際交渉において必要な情報を収集するため、コンサルティング会社等への依頼や自ら海外に赴き調査を行う等、国内や海外における医薬品・医療機器に係る制度やデータ等の状況について調査を行う。	－

(17)	医療機器に係る安全管理の促進事業 (平成28年度)	※	※	※	-	※	002261
		※	※				
(18)	医療機器の研究開発から保険適用までのガイドブック作成事業 (令和6年度)	※	※	※	-	※	007018
		※	※				
(19)	医療機器等安定供給確保事業 (令和5年度)	※	※	※	-	※	007729
		※	※				
(20)	臨床研究実施体制確保対策費 (平成28年度)	※	※	※	-	※	002262
		※	※				
(21)	臨床研究適正化等推進事業 (平成28年度)	※	※	※	-	※	002263
		※	※				
(22)	医療系ベンチャー育成支援事業 (平成29年度)	※	※	※	10	※	002264
		※	※				
(23)	臨床研究総合促進事業 (令和元年度)	※	※	※	-	※	002089
		※	※				
(24)	リアルワールドデータ研究利活用基盤 整備事業	※	※	※	-	※	002008
		※	※				

達成目標2について																
測定指標(アウトカム、アウトプット)		基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠				
						年度ごとの実績値										
		基準年度		目標年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度						
13	後発医薬品安心使用促進事業の実施都道府県数【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野63】(アウトプット)	37	平成26年度	42	令和7年度	42都道府県以上	42都道府県以上	42都道府県以上	42都道府県以上	42都道府県以上	・「経済財政運営と改革の基本方針2021」(令和3年6月18日閣議決定)において、「2023年度末までに後発医薬品の数量シェアを、全ての都道府県で80%以上」とされ、後発医薬品に係る新目標(2029年度)においても引き続き2029年度末までに達成することとしているところ、後発医薬品の使用促進にあたっては地域の実情に応じた取組を進めることが重要であることから、都道府県に対し後発医薬品安心使用促進事業の実施を促しているため指標として選定し、都道府県の後発医薬品の使用促進への取り組み状況を踏まえ設定した。	・ 測定指標の選定理由を踏まえ、前年度の実績及び都道府県の後発医薬品の使用促進への取り組み状況を踏まえ設定した。				
						42	42	42	40							
14	後発医薬品の使用割合(最低の都道府県)【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野63】(アウトカム)	70%	令和2年度	80%	令和11年度末	74.7%	77.2%	80.0%	80.0%	80.0%	・「経済財政運営と改革の基本方針2021」で「2023年度末までに後発医薬品の数量シェアを、全ての都道府県で80%以上」とされ、後発医薬品に係る新目標(2029年度)においても引き続き2029年度末までに達成することとしていることも踏まえ、最も使用割合が低い都道府県における使用割合を測定指標として設定した。【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】	後発医薬品に係る新目標(2029年度)においては、医薬品の安定供給を基本としつつ、後発医薬品の数量シェアを2029年度末までに全ての都道府県で80%以上とすることとされているため、当該目標を目標値として設定している。				
						73.2%	74.6%	77.6%	集計中(令和8年4月頃公表予定)							
達成手段2 (開始年度)		令和5年度	令和6年度	令和7年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要等										行政事業レビューシート予算事業ID
		予算額 執行額	予算額 執行額													
(25)	医薬品等産業振興費(昭和27年度)(再掲)【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野63】	※	※	※	12	※										002252
		※	※													
(26)	後発医薬品使用割合の「見える化」事業(令和4年度)	※	※	※	12	※										007286
		※	※													
施策の予算額(千円)		令和5年度				令和6年度				令和7年度				政策評価実施予定 時期	令和7年度	
		8,953,951				13,640,820				13,903,481						
施策の執行額(千円)		7,986,286				2,626,616										
施策に関係する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称								年月日		関係部分(概要・記載箇所)				
		第208回通常国会 衆議院厚生労働委員会厚生労働大臣所信表明								令和4年2月25日		医薬品、医療機器産業については、医薬品産業ビジョン二〇二一に基づき、革新的な医薬品等の開発を促進する環境の整備や、医薬品等の品質及び安定供給の確保等に取り組む。				

(※)「達成手段」の事業のうち、行政事業レビューの対象事業(「行政事業レビューシート予算事業ID」欄に記載があるもの)の「予算額」、「執行額」及び「達成手段の概要等」については、「行政事業レビュー見える化サイト」(<https://rssystem.go.jp/top>)の行政事業レビューシートを参照。